



昭和五六年(丙)第四二二〇号
出版差止等請求事件

準備書面口

原 告 株式会社早川書房
被 告 株式会社徳間書店
同 堀 晃

昭和五七年二月二十四日

右原告代理人

弁護士 五十嵐 敬

喜

同 菅 原 哲

朗

同 堀 敏 明

東京都港区赤坂二丁目二番二二号
永田町法曹ビル二階
平一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

東京地方裁判所

民事第二九部 御 中

被告堀晃の主張に対する反論

一、堀晃は、昭和五六年一〇月二八日付準備書面（第三被告堀晃の法律的主張で、

「二、ところで単行本「太陽風交点」出版に関する契約の要件事実（内容）となるべき、発行予定日、版数、発行数、定価、印税額、支払予定及び予定額が原告より堀晃に始めて具体的に明示されたのは昭和五四年一〇月一日付発行申込書（一〇月五日堀晃に到達）によつてである。（丙第一号証）

（中略）

五 このように右発行申込書に対して堀晃の明示の承諾がないことから、単行本「太陽風交点」に関しては昭和五四年一〇月上旬頃、せいぜい默示の出版許諾契約が成立したと認定出来るのである。」

と述べる。要するに、早川から出版許諾の申入はあつたが、これに対しても堀晃は異議を述べず、その結果単行本「太陽風交点」は昭和五四年一〇月上旬に発行されてしまつた、といかにも受動的立場を主張するのである。そして、堀晃が準備書面(一)、(二)で述べる日記帳に基づいた「事実経過」も同様に受身の姿勢で一貫している。作家として自己の作品が出版されるという重要な事態にして積極的に出版社に働きかけるとともに、いかにも早川の方で勝手に出版したと嘗わんばかりの口吻は常識に欠け、事実に反

する。事実は堀晃は出版を求め、早川は出版をするといふ互いの積極的 意思の合致によつて出版は進行したのである。

堀晃の主張によると昭和五二年七月二九日夜、「宇宙小説ばかりでハードカバー」ということが今岡編集長との会話にのぼつたといふ。このハードカバーといふ意味は「装丁が四六版の上製本」ということである。このことは作家である堀晃は知つてゐる。同じく、昭和五四年一〇月五日、発行申入書を見て初めて「印税額が一〇%」であることを知つた、といふ。しかし早川の著者印税が一〇%であることは周知の事実である。早川から出版した多くの作家と親交があり、新人作家と異なり過去早川のS.F.マガジンに作品を掲載し出版界の慣行をしつている堀晃は熟知している。

また堀晃は単行本「太陽風交点」の出版に関するやりとりは「

他の目的の連絡の際に附隨的」になされたと述べる。しかし、原稿の打合わせ等、今岡編集長は自宅から電話を何度もかけ、おりにふれて単行本「太陽風交点」の話を出し、堀晃は進行状況について十分に納得していた。堀晃から「早川が出版に乗り気でないなら原稿は引き上げたい」と右今岡に述べた事実はない。ましてや、昭和五四年八月六日に『この時始めて単行本のタイトルが「太陽風交点」にすることに決まつたことを知らされた』といいうのは逆でタイトルは堀晃の希望によつて「太陽風交点」に決まつたのである。

二、堀晃は「単行本「太陽風交点」出版に関してはこれまでの経緯はすべて今岡というS.F.マガジン編集部の一担当者としてのレベルでのやり取りであつて、原告会社の上層部の決済いかん

によつては出版されないといふことも十分あり得るような極めて不明確、不安定な状況にあつたのである。」と強弁するが、担当編集長の今岡が出版するといつており、堀晃自身作家と編集者の間柄から右の如き心配を感じたことはないはずである。

2 昭和四九年八月におこなわれた第十三回日本SF大会（年に一度催されるSFファンの祭り）において今岡と堀晃は他のSFファンの紹介で初めて顔をあわせた。

昭和五〇年、今岡は翻訳家の伊藤典夫氏とともに大阪の堀晃宅へ遊びに行き、徹夜で語りあかした。なお、この頃今岡は日本作家の担当ではなく翻訳書を担当しており、堀晃とは仕事上の直接のつながりはなかつたが、SFファンの仲間として交際していたのである。今岡と堀晃は互に冗談を言いあい、私生活

東京都港区赤坂二丁目二番二号
永田町法曹ビル二階
元一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

の上でのことも話し合う仲となつた。

被告堀晃準備書面(第一、一、2、昭和五二年一〇月一二日
の会食は、連載の始まる山田正紀氏に今岡が校正担当者の長坂
美保へ堀晃夫人。昭和五一年四月一日早川書房入社、同七月一
日正社員、昭和五三年二月二〇日退社。)を紹介するためであ
つた。その時堀晃は上京しており一緒に食事をすることになつ
た。これが縁で堀晃は早川の社員であつた長坂美保と結婚する
ことになつた。

3 堀晃が今岡を信頼していたエピソードに、次のようなものが
ある。

徳間書店が昭和五四年五月一日発行の「S.F.アドベンチャーカ
春季号」を出版する際、その準備としてS.F.作家に仕事の依頼

をしていた。その一環として、堀晃のもとに徳間書店の編集者が訪れ、「堀さんの小説はうちにはあわないが、なんらかの形でおつきあいさせていただきますよ」と言つたといふ。堀晃はその言葉におこり、今岡に伝えるとともに、日アマガジンを信頼している、という話をした。

過去、今岡は堀晃の才能をいかに読者に印象づけるか、小説だけでは足りないと考え、連載エッセイを企画した。これは、小説を多く書くのは「しんどい」という堀晃の希望を入れ、しかもできるだけ多くの読者に堀晃の作品を読ませたいという今岡の希望とを合致させる企画であつた。とりわけ堀晃が酒席でしばしばみせるユーモラスな面を、文筆に反映させることができれば、素晴らしいと今岡は考えたからであつた。

4. ただし、堀晃は遅筆であつた。

例えば昭和五二年五月、堀晃の8Fマガジン七月号のための原稿が非常に遅れた。そのため、編集者が大阪まで直接原稿を受け取りにいかなければ、雑誌の発売日に間に合わないという事態が生じた。その際、かねてより堀晃と親交のあつた今岡が大阪まで原稿を受け取りに行つたのである。そして、その後、今岡はしばしば大阪へ原稿を受け取りに出掛け、今岡が編集長となり、雑誌の担当となつた後もそれは続いた。

出張の予定もないまま出社した今岡が堀晃から、「どうしても書き上がらない」との連絡に急拵大阪へ出向き、そのまま二日間も大阪で原稿の出き上がりを待機する、という事態もあつた。そのため、編集責任者の今岡がもつとも忙しい出張校正の

時期に印刷所にいない、といふこともあり、さらに堀晃の原稿の遅れによつて現に発売日が遅れることも少なからずあつた。

このように、堀晃の原稿の遅れは異常といふ他なく、この上うな時期まで原稿の遅れる執筆者は、すでに長いキャリアを持ち、一流といわれている作家に数名いるにすぎない。それにもかかわらず、堀晃がしばしば「SFマガジン」に登場していくのは、今岡が堀晃の才能を高く評価し、またSFにかける情熱を買ひ、作品が少なくネームバリューも低い堀晃に出筆を依頼し、無理を承知で掲載してきたもので堀晃もそれについては充分に知つていた。

二　被告堀晃は要するに昭和五六年一二月一日付準備書面(一)、第二、三、「細井が個人的に文庫版を昭和五六年秋頃に発行したい

東京都港区赤坂二丁目二番二号
永田町法曹ビル二階
テレ一〇七 電話(五八六)三六五一(代表)

と考えていたに過ぎない」と主張し、出版権設定契約はもちろん、出版許諾契約も成立していないと述べる。文庫本「太陽風交点」出版契約に関する事実経過については原告準備書面で述べた通りである。以下、一、二反論する。

1. 単行本「太陽風交点」の誤植部分については原稿校正ではなく、グラの校正で行なうことが堀晃から細井に伝えられ了解されていた。

2. 無名に近い新人の場合、特に売れゆきに不利な短篇集、しかもすべて雑誌掲載作品となると単行本の出版では利益を得ることが困難であり文庫本としての出版は常識である。堀晃と今岡の間でもおりにふれて話し合われて当然の前提となつていた。ところが、堀晃は今岡のプライベートの問題に藉口して、文庫

化に難色を示し今岡からの電話連絡に居留守をつかい、今岡を避けていた。結局、堀晃は今岡が担当でなければいいとのことで、早川は堀晃の担当を細井にかえ、文庫本「太陽風交点」の出版の合意を確認させつつ手続を進行させてきたのである。

〒一〇七 東京都港区赤坂二丁目二番二一号
永田町法曹ビル二階
電話(五八六)三六五一(代表)